備考	七 級	六 級	五 級	四 級	<u>=</u> 級	<u></u>	— 級	級 別	
7 下肢の長さは、前腸骨棘 5 「指の機能障害」とは、 1 同一の等級について二以 2 肢体不自由においては、 2 大放、 1 同一の等級について二以		以下のもの 視力が〇・〇二級上の・一次の眼の視力が〇・八以下かつ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 視力の良い方の眼の視力が〇、二かつ他方の眼の上よる視野の二分の一以上が欠けているもの一以上が欠けているもの一以上が欠けているもの一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの ○点以下のもの	記点数が四〇点以下の眼の視力が見い方の眼の見い方の眼の見い方の眼の視力が手動弁以下のもの名間をいる。 一、〇八かつ他方の眼の見い方の眼の見い方の眼の見い方の眼の相が生動が出てのもの名。 一、〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの名。 一、〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの名。 一、〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの名。 一、〇四以上〇・〇七以下のもの。 一、〇二以下のもの。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二以下の。 一、〇二、 一、〇二、 一、〇二、 一、〇二、 一、〇二、 一、〇二、 一、〇二、 一、〇二、 一、〇一、 一 〇一、 一 〇一	記点数が二〇点以下のもの は、下のし、〇二以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以上〇、〇三以下のもの。)が二八度以下のもの。)が二八度以下の眼のでで、)が二八度以下の眼のでで、)が二八度以下の眼のでは、)が二八度以下の眼の視力が二〇点以下の眼の視力が二〇点以下の眼の視力では、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、大の眼のには、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、「は、大の眼のには、大いの思い方の眼の視力をでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大い	〇・〇一以下のものをいう。 以下 同じ。) が正視力について測ったもの常のある者については、矯常のある者については、矯実のは、 国折試視力表によって、 風折異 の良い方の 眼の視力	視覚障害	1
より内くるぶし下端の長さは、実用長の手指節関節以下の中手指節関節以下のいては指については指がまする障害がまれるできまがある。		のデ聴ルベ2 しれ上セ以ル1 シカ以ルが側たのひチの ベレとが側ない話語でトレンとが ルベベンの 以が他で聴力 の 上が側ジカー の あ五耳シカー を も ののベレー解さ以 の は と で に の に の に の に の に の に の に の に の に の に		セ明話 2 い声に と明話 2 い声に といま をのましなもの。 下五のの でのしまする のいまして のいまして のいまの でのいまが のいまの でのいまが のい。 のいまが のい。 のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のい。 のいまが のい。 のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のいまが のい。 のい のいまが	も語接上が九の両の のでではいるのではいるのではいるのではいる。 をはいては、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	の(かられている。 のでかれができれができる。 のでは、 ででである。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。		聴覚障害	聴覚又は平衡機能
ま上障骨あぶる で腕害間る二場 をにを関場以合 計おい節合上は			障の平 害著衡 し機 い能		害著の平 し極衡 いめ機 障て能			平 障衡 害機 能	の 障 害
測いい、そのに重複ない、 につないではないでは、 も、 を、 を、 は、 は、 でいいでは は、 でいて のいて も、 でいて も、 でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいて るい でいる もの をいる もの をいる もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの				い機は言音音 障能の 害 き 機能 しいやく しいやく しい も しい も しい も しい も しい も も も も も も も も	機は言音音音形としている。 では でんしん でんしん でんしん でんしん でんしん でんしん でんしん で				機能の障害はそしゃく
でいう が表現して、大腿において坐骨結節の がでは、対抗運動障害をもいる。 がでは、対抗運動障害をもいる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 がでいる。 ができる。 ・ ができる。 ができる。 ・ ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 はでる。 はで	フート版の機能の軽度の障害 は手関節の分析、くすり指 の二指の機能の軽度の軽度の軽度のを注し、いでは、いでは、いでは、いでは、いでは、いでは、いでは、いでは、いでは、いでは	1 一上肢のおや指の機能の著の二指の機能を全廃したものの二指の機能を全廃したものの二指の機能を全廃したものが、一上肢のは、	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 しい障害 は手関節の機能のありた、いずれか一は手関節の機能のありた、いずれか一は一上肢のおや指をびひとさ カー上肢のがも指及びひとさり指の機能のおや指及はひとさし指をを全 しばり 大きの できる いっち いじ に しい に しい に しい に しい に しい しい に しい しい に しい	1 両上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢の一にもの 8 一上肢の一にもの 4 一上肢のおや指及びひとさ 5 一上肢の三指を欠くもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 5 一上肢の三指を欠くもの 5 一上肢の三指を欠くもの 5 一上肢の三指を欠くもの は手関節のうち、いずれか一 はかではひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの がて一上肢の三指を欠くもの がて一上肢の三指を欠くもの がて一上肢の三指を欠くもの がて一上肢の三指を欠くもの の三指の機能を全廃したもの の三指の機能を含めて一上肢の可指の機能を含めて一上肢の可能を含めて一方である。	1両上肢のおや指及びひとさい指を欠くものというが、での指を欠くものというが、での指を欠くものというが、での指を欠くものとでは、までは、できるのが、での指を欠くさのが、できるでは、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが	の 4 一上肢の機能を全廃したも アイー上肢の機能を全廃したも の機能を全廃したも	ものとして、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは	上肢機能障害	
高さより計測したもの)をも含むものとする。 となくものをいう。 いるでいるでいう。 ではなり上の級とすることがであるである障害が特に本表中に指	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 の著しい障害 の著しい障害 と 一下肢の機能の軽度の障害 は足関節の機能の軽度の障害 は足関節の機能の軽度の障害 との 下肢が健側に比して三セ と 一下肢が健側に比して三セ を全廃したもの こ十分の一以上短い側の しょう メートル以上又は健側の しょう スチメートル以上 マニセ を で いっち かんしん しょう とう はん しょう とう	しい障害の足関節の機能の著とで欠くものと関節の機能の著	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 とさの十五分の一以上短いものがしたもの 長さの十五分の一以上短いもの機能の著しい障害	1両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 4一下肢が健側に出して一の 5一下肢が健側に比して一の 5一下肢が健側に比して一の 大で欠くもの を一下肢が健側になる もの十分の一以上短は関節 ないチメートル以上又は 関節 をでから、 での長さの十分の一以上短いもの の長さの十分の一以上短いも	2一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの機能を全廃したも上で欠くものの機能を全廃したもとで欠けるのではない。	上で欠くもの 2両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	上で欠くものとで欠くものとで欠くものとでなる。	下肢機能障害	
って計測したものを 定せられているもの			い 障害 機 能 の 著 し		も の 歩 行 が 困 難 な	ことが は は は は は は は は は は は は は	とができないものより坐っているこ	障害	肢体不自由
いう。	を有するもの 単動・失調等	上肢の機能の劣るものない。	あるもの での日常生活活動に支障の を 上肢の機能障害により社会 と を を を を を を を を を を の と に を の を と に を ら の と り と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	著しく制限されるものが発生活活動がおった。	るものが著しく制限されより上肢を使用する日常生1のおりとはでは、100円では、100	るものが極度に制限されるものが極度に制限を使用する日常生に制限される。	作がほとんど不可能なもの上肢を使用する日常生活動不随意運動・失調等により	性の	
	を有するものを有するもの	移動機能の劣るもの不随意運動・失調等により	障のあるもの 社会での日常生活活動に支 不随意運動・失調等により	が著しく制限されるものが著しく制限されるものが著しく制限されるものが	の生活活動に制限されるものを活活動・失調等によるも	るものが極度に制限され不随意運動・失調等によ	歩行が不可能なもの不随意運動・失調等により	移動機能障害	